

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	小長井(遠竹、井崎、田原、長里・牧)	令和4年1月11日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	505.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	321.90 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	154.90 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	73.81 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	35.49 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	84.44 ha

(備考)

小長井地区は、多良連山を背に南の諫早湾へ扇状に広がる温暖な丘陵地帯である。

遠竹集落の黒仁田・中道・松尾地区については、小規模な基盤整備が行われており、また、黒仁田・柳南の丘陵地畑では果樹(みかん)の作付がなされている。

遠竹・井崎集落にまたがる柳新田では、区画整理による区画拡大・客土・暗渠排水などの基盤整備が行われる予定である。また、井崎・小川原浦集落の樹園地では、高品質のみかんへの改植や高接更新が進んでいる。

田原集落では、溜池周辺及び農場周辺の畑でばれいしょを主体として、露地野菜や飼料が作付されている。また、清水地区の転換畑を含む農用地では、区画整理が行われており、飼料畑を中心に作付がなされている。広川良地区一帯の農用地では、飼料畑及び水田として利用されている。

長里・牧集落では、長里西地区の一部の水田、平床地区の水田は、基盤整備が行われ汎用化が図られている。また、長里川と高来町に挟まれた丘陵地の樹園地は、良質なみかんの産地となっている。

なお、中心経営体への集積率は、20.0%である。

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の約30.7%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・現在、中心経営体が地区内の耕地面積の20.0%を耕作と、その割合は高くない。後継者不足により、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計より約25ha後継者未定等の農地が生じてくる。
- ・基盤整備が行われた農地は入り作もあり借り手があるが、未整備地区は借り手がない。
- ・未整備の水田や、耕作条件の悪い畑などの荒廃が進み、荒廃農地が増加している。
- ・農地の排水不良により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。
- ・農地の集約集積が進む集落がある一方、集積後の維持管理の労力不足問題がある。
- ・遊休農地の増加により、有害鳥獣(イノシシ・アライグマ)の被害が増加している。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・遠竹集落は中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

・井崎集落は、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

・田原集落についても、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

・長里・牧集落でも、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

小長井

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	49 人		101.14		185.58		

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、25,001㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 小長井地区の柳新田を重点実施地区として、基盤整備事業にあわせて、令和2年度に農事組合法人柳新田へ農地の集積を行った。今後についても、基盤整備等の実施にあわせて、中間管理制度を活用して農地の集積を行う。</p>
<p>・基盤整備への取組方針 未整備水田の地域及び丘陵地畑について、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>・特産化作物の導入方針 田原集落の「いもんこ」などのブランド化のほか、特産化作物について地域全体で取り組んでいく。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
24	計	25,001		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。